

第 2 回 江戸川区男女共同参画推進区民会議

日 時	平成28年10月28日（金）10時00分～12時00分	
場 所	江戸川区役所 4 階 第 1 委員会室	
次 第	1 開会 2 会長挨拶 3 重点目標 2「男女共同参画への理解を深め幅広く活躍できるまち」について 4 重点目標 3「男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち」について 5 その他 6 閉会	
配 付 資 料	会議次第 資料 江戸川区の現状 ～重点目標 2 男女共同参画への理解を深め幅広く活躍できるまち～ 資料 江戸川区の現状 ～重点目標 3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち～ 資料 計画策定スケジュール	
区民会議委員	会 長 横山 和子 副会長 浦岡 由美子 委 員 高橋 正明 森本 勝也 加納 志野 中村 厚子	池田 絵里 蓮沼 祥之 見山 ミチ子 高橋 淳子 原島 裕紀 井田 佳男（欠席）
事 務 局	経営企画部企画課・子ども家庭部児童女性課	

< 議事要旨 >

1 開会

事務局

- ・挨拶、会議の流れの説明と委員紹介

2 会長あいさつ

- ・会長あいさつ

3 重点目標2「男女共同参画への理解を深め幅広く活躍できるまち」について 事務局

- ・資料説明

《各委員の意見》

学校教育の場が男女平等と感じる方の割合が多いのは、自分が大人になり、当時は振り返った時、学校では平等であったと回答をしている人が多いのだと思う。

学校職場では男女平等を前提としているが、教員を労働者として考えると、昇給等の労働環境は男女平等だが、女性の管理職の割合は男性より圧倒的に低い。

学校職場では性別による仕事の割り振りはないが、子育て中の女性の業務上の分担において、配慮することはある。

一般的に職場において女性を育成するためには、ライフステージに応じた配慮が必要だが、子育ての経験を活かせる業務を担当させるなどの取り組みも必要である。

産業界では、女性比率が高い企業は業績が良いというデータが出ている。男女の平等感や、業種や業態により変わってくると思う。女性に対しては、時間的制約や力仕事を除外するなど、一定の配慮をすることで就労人口を増やそうとしている業種もある。

商工会議所では、今年3月に女性活躍推進ハンドブックを各企業の事業主に配布しており、積極的な女性の社会進出を促している。

介護現場は男性比率が低く、女性が主な戦力となっている。男性の介護職員が増えない一般的な要因は、生計を立てる給与としては低いことによる。

男女が同じ仕事をするのが平等ではなく、性差の特徴や個人のライフステージに応じて配慮することが公正と思う。性差の違いや長所に対して、配慮や尊重があるからこそ働き続けられ、仕事でも良い結果が生まれてくる。お互いが補完し合えるような関係が広がっていくことが、男女共同参画につながる。

介護現場では、女性の方が比較的能力の高い新卒採用者が多い。ある企業では、女性が子育て時期にキャリアが中断してしまう期間を考慮し、30～40歳代になった

ときに男女が同じ能力になるよう、総合的に人材を育てている。

子育ては女性の役割とされてきたが、単純に女性が男性並みに働くことになると、子どもが置きざりにされてしまう。雇用者側が男女ともに子育てすることを理解し、女性と同様に子育て中の男性にも仕事量や時間的な配慮ができる環境になれば、男女が無理なく長く働き続けることができると思う。

保育園へ子どもの送迎を行う父親が増えてきたが、勤務時間の関係で父親が送迎できない家庭も多い。職場の上司が男性の子育て参加に理解がなければ、男性が子育てに協力しにくくなる。今まで受けた教育や社会通念などから、固定的な性別役割分担意識をもっているため、これからの教育で意識を変えていく必要がある。

女性は家庭・育児とのバランスを考慮しつつ仕事をしているので、男性並みに働くというのは難しい面もある。

経営者として管理職を教育する際に、男女共同参画の視点が盛り込まれ、男女を問わず子育て中の部下に対して、積極的な配慮を行うことができるとよい。

女性管理者の育成を進めているが、現場では子育てを女性に任せてきた世代の男性管理者が多くを占めている。男性の育休制度はあるものの、取得数は少なく管理職の考え方や職場の状況によって左右されやすい。

今まで長く続いてきた性別ごとの役割分担意識が女性側にも染みついているため、女性の意識改革の教育も必要である。女性の管理職が増加することで、男性の育休取得への理解も深まると思う。

官公庁は民間よりも女性の地位向上についての意識は強く、男性も育児休業を取得しようという意識は芽生えている。官公庁はモデルとして、引き続き進めていただきたい。

育児休業中のブランクが大きいため、復職後の仕事の向き合い方を考えなければならない。復職後に即戦力になれるよう、休業中の女性に対する職場の情報提供や教育などの支援体制を充実させていく必要がある。

地域活動は女性も参画しやすい分野であると思われる。地域活動への参加促進は、子育てや仕事を抱えた人たちでも参加しやすくする工夫が必要である。

子どもを預けて働いている方は、子どもの急用やP T A活動のために休暇を優先してしまうため、地域活動に参加したくても参加できないケースが多い。

小規模マンションや町内会の防災訓練は、平日の昼間に行われることが多く、働く男性は参加が難しいため女性の参加率が高くなっている。一方で、江戸川区防災会議委員の女性が少ない理由は、災害時には男性にまとめてもらいたいという意識が女性側にもあるためではないかと感じる。

区の『女性センター』という名称が、男性を男女共同参画から遠ざけているのではないか。L G B Tの人も暴力やD Vで悩む人がいるが、性別を強く意識せざるを得ないため女性センターには行きづらいという話を聞いている。他の自治体では同様の施設が男女共同参画センターという名称になっている。よい名称を考えて欲しい。

女性センターはD V等に対応する組織として設置され、男性に恐怖を抱く女性への配慮から、女性センターという名称をつけたのではないか。しかし、相談希望者には男性やL G B Tの人もいるため、対応を考えていかなければいけない。

審議会の内容や委員の要件などによるが、本来的には委員の男女比が同率になるよう検討していただきたい。

資料での性的マイノリティの説明について、「性的指向」と相対する言葉は、「性同一性障害」ではなく「性自認」という言葉であるので修正してほしい。計画にL G B Tについてのデータや説明を正確に掲載し、充実したものにして欲しい。

子どもがL G B Tを理由にいじめにあうことがある。教員や子ども達の理解を深めていただきたい。

教育現場でのいじめのひとつとして、L G B Tの子どものつらい思いをしている現状は認識している。L G B Tも男女平等も人権課題として捉えるべきである。

東京都人権施策推進指針が2015年8月に改定され、性的指向や性同一性障害が人権上の課題として初めて記載された。教育現場では、性的指向、性同一性障害の子どもたちの人権を守るために、学校ではどのような配慮や教育が必要かという研修が始まったところである。

近年の子ども達は男女共同・平等の意識が根付き始めているので、数十年前と比較

して男女の差別がとても少ないと感じている。年月が経てば男女共同参画の問題はより改善されてくると思う。教育は種まきであるので、成果が出るまでには相当の時間がかかると思うが、引き続き子ども達に対し、差別、偏見を持たず、皆平等なのだということを教えていくべきである。

《LGBTの人が抱える困難への対応事例》

女子生徒が心理的には男性であると自覚があるため、制服の着用等に違和感を訴えた事例があった。養護教諭のカウンセリング等を進めながら、通常の学校生活が円滑にいくような配慮を検討したことがある。現在、具体的な対応策は示されておらず、各学校が対応を考えている。

性同一性障害にまだ偏見を持っている人が大勢いるため、自分が性同一性障害であることを告白できる人は少ない。保護者が理解し、学校に相談するケースというのはかなり稀なため、学校関係者もまだ対応経験がない人が大半である。

心は女性である男性が、女性用トイレを使用したいと相談した事例があった。最初は周囲の理解を得られなかったが、トイレ使用時に同伴を申し出てくれた女性職員がいたことで当該問題を解決できた。以降、性同一性障害であることの認知が高まり、周囲の人も徐々に慣れていった。

同性愛者の結婚式に出席したことがあり、同性愛者であることを理解してくれる人だけでお祝いをしてくれればよいとのことだった。性的マイノリティの人は、特別な配慮ではなく、偏見をもたれなければ、それだけでよいと考える人も多い。

性同一性障害で悩んでいる学生が、同じ悩みを抱える人達との安心できる場所に居ることが多く、学校を長期欠席していた。学校に来るように相談に乗っていたが、残念ながら学校を辞めてしまったケースがある。

学校や家庭などの中で「おかま」、「ホモ」など差別的・否定的な発言を見聞きすることで、LGBTの子ども達は傷つき、周囲に相談できず、自分自身の存在を肯定できずに育ってしまうことがあり、大変つらい思いをしている。

性同一性障害の方のトイレの使用について、男性でも女性でも使用できる「だれでもトイレ」が問題解決の方法として取組みやすい。

4 重点目標3「男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち」について

事務局

・資料説明

《各委員の意見》

地域活動の安全・安心パトロール等で高齢者宅を訪問しているが、訪問を嫌がる方や個人情報の関係から関わり方が難しい。

学校は生徒が悩んでいる時や問題を起こした時に保護者と話しをすることがあるが、課題の原因と思われる家庭内まで把握することは難しく、解決の糸口をつかみきれないことがある。

地域や区としての安全・安心なまちづくりを進めるためには、困難を抱えている状況が顕在化しないと物事は進んでいかないのではないかと思う。

DVには様々な形態があり、そのひとつに経済的DVがある。夫の収入で生活している女性がお金の使用制限を受けている例がある。夫から文句を言われ続け、積み重なって萎縮してしまうというケースが多くある。DVや相談窓口を知っていても、経済的制限を受けることがDVになるということを知っている人は少なく、自分がDVを受けていることに気が付かないことが多い。

離婚してひとり親になった時、助けてもらえる場所や方法がわからないということが多く、声をかけてくれる人が増えるような周知や気づきを促す啓発活動が充実するとよいと思う。

熟年者にとって様々な人とのふれあいは大切であり、地域のコミュニティへの参加は、その人を元気にする絶大な効果があると思う。

DVの中には、被害者も加害者に潜在的に依存している問題に気づいていない人が多いので、被害者自身の考え方の啓発も必要ではないか。

高齢の生活保護受給者よりも年金収入のみの高齢者の方が、生活が困難であるケースを多く見ている。特に、賃貸物件にひとり暮らしをしていて、金銭的に厳しい生活をしている女性高齢者は多い。

無年金者や社会に出ていない若者が非常に多く、困難を抱える人の予備軍がたくさ

ん出てきているのではないかと強く感じる。

介護離職者が年々増加しているが、親の年金と自分の貯蓄を取り崩してしまうケースが多い。自分の貯蓄を使ってしまうため、高齢になった時に困難を抱えた状況になりかねない。介護のために仕事を辞めるべきではないと考える。

介護現場では母子家庭の母親が非常に多く働いているが、生計が非常に苦しい。勤務環境の整備やひとり親でも長時間勤務できる体制づくり、より良い職場環境で働くための技能取得、勤務中に子どもを見てもらうサポートなどがあると、安心してより長く働き続け、高収入を得ることができる。

ひとり親家庭の一番の悩みが「教育・進学」となっていることも、金銭的な問題が絡んでいる。女性が働く環境を整えることが非常に大事と考える。

虐待防止や家族からの虐待を見逃さないために介護事業者に対する区の勉強会が多く行われている。介護事業者が虐待に気が付いた場合、地域包括支援センターと共に行動し、区の支援を必要とするケースについては、区と連携して対応している。

現在、区では介護事業者と連携して生活困窮者の自立支援の取組みをしている。金銭的に困窮している中で、介護サービスの自己負担額を抑えながら最小限の介護支援の計画を立てることに苦労している。

個人情報扱っている会社では、様々な個別対応を求められることが多い。住所確認や本人確認ができないと提供できないサービスでは、DV被害者などの特殊な事情がある際に、個別対応をとることになる。現場の職員が個別判断で対応することは難しいので、国や自治体からの対応指針があれば、特殊事例に対して安心して対応できる。

企業として従業員の健康維持について責任があると認識している。従業員に受診義務のある年1回の健康診断は非常に簡易的なものである。区のがん検診の受診率がまだまだ低いため、啓発を更に進めるべきである。

生活保護の不正受給を根絶して、本当に必要な方々に支援を手厚くしていただきたい。マイナンバー制度の定着により、生活保護の適正な受給が行われるようになるとよい。

女性への暴力については、「暴力やハラスメントをする人が悪いのであって、あなたは悪くない」ということを発信して、相談につなげていければよいと思う。

家庭へ訪問を行う仕事では、本来の目的以外にも、高齢者の安否を確認する役割があると思う。様々な企業が訪問することがあると思うが、生活状況などの情報は一つの企業が抱えて終わってしまう。そのような情報を、各企業や官公庁がうまく集約して、包括的に支援することができたらよいと思う。

「暴力」に関しては、「人としていけない、許されない行為」、「被害者は悪くない」という認識から、学校で教育をしていかなければならないと感じる。

弁護士会がデートDVについての無料出張授業を行っているので、利用していただきたい。区が発行しているDV相談のカードは、区施設の女性用トイレに設置しているが、男性用トイレにも設置してよいと思う。置けるところは置いていくことが必要である。

生活困窮者の支援については他区でも問題提起がされていて、町会で様々な支援を行いたい、支援が必要な人の情報も少なく、相手に拒絶されることもある。支援が必要な人の情報を集約できる仕組みがあると、救われる人が増えると感じる。

江戸川区の高齢者の安否確認は、地域の民生委員が概ね行っているが、全てを網羅できていない。また、町会側から民生委員に対し生活状況を聞くことができないのが難しい。

《その他（全体を通して）》

区民会議全体を通して、教育現場が負うべき責任や役割の重大さを十分理解しているが、全てを学校現場に委ねるのではなく、区で行っているデートDVやがん教育の出前授業のように、区の施策として教育機会を設けてほしい。

子どもが人権を侵害するような言動・行為を最初に覚える場所は学校ではなく、インターネットなどのメディア情報や校外のことが多い。子どもにとって興味をひくような悪い情報があふれており、あたかもそれが普通だと認識してしまう。人としてあるべき姿の啓発活動をしていくべきである。

配偶者暴力について取り上げたドラマや映画などはあるが、理想の夫婦像を取り上

げたものは経済効果の観点からあまり作られない。理想の夫婦像や家庭像についての理解や周知について計画の中に盛り込むことで、将来にそれがあるべき姿だと思う子どもが増えると思う。

5 その他

事務局

- ・スケジュールについて説明
- ・区民の意見募集の報告

区のホームページ、広報えどがわで10月10日から24日まで、男女共同参画社会実現のための意見募集を行ったが、応募はなかった。

会長

今後の予定だが、区民会議の予備日を設けていたが、第1回、第2回の会議で率直な意見が十分出ていると思うので、開催しない方向でよいか。

第3回は区民会議の提言のまとめについての議論になる。

会議の公開については、前回の会議で第1回と第2回の会議は非公開とした。第3回の会議は、傍聴を許可して公開するかについて、意見を諮りたい。

委員

前回、パブリック・コメントや意見聴取の場にもなるので公開した方がよいという意見を述べさせていただいた。前回、会長からあった「1、2回目は非公開、3回目は公開にしたらどうか」という発言に賛成する。

また、区民意見募集については応募がなかったということなので、広報を工夫していただきパブリック・コメントでの多くの意見を期待したい。

会長

次回については、区民会議の提言のまとめが主な確認事項になる。個人情報に関わることは少ないと思うので、第3回の会議は傍聴を認めることにする。

次回の開催日は1月20日金曜日午後2時から、会場は改めて事務局から連絡させていただきます。

6 閉会